

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

林業改善資金貸付基準の一部改正

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「九一四、〇〇〇円」を「九二一、〇〇〇円」に改め、同表の二の一の(三)中「六八〇円」を「七〇〇円」に改め、同表の

三の3の(一)中

二一、八〇〇円	一六、三〇〇円	二三、七〇〇円	二八、二〇〇円
二〇、七〇〇円	二六、六〇〇円	三六、八〇〇円	四三、一〇〇円

〇〇円	三五、六〇〇円	五、一〇〇円	一三、二〇〇円	一六、七〇〇円
〇〇円	五四、五〇〇円	七、三〇〇円	二一、三〇〇円	二七、三〇〇円

〇円	二四、三〇〇円	二九、〇〇〇円	三六、六〇〇円	五、二〇〇円
〇円	三七、九〇〇円	四四、三〇〇円	五六、一〇〇円	七、五〇〇円

四、三〇〇円	五、八〇〇円	八、七〇〇円
六、七〇〇円	八、九〇〇円	一一、六〇〇円

改め、同表の三の3の(一)中

一〇、五〇〇円	一三、四〇〇円	一、八〇〇円	四、四〇〇円	五、
一五、〇〇〇円	一八、九〇〇円	二、四〇〇円	六、九〇〇円	九、

を

九〇〇円 八、九〇〇円 一〇、八〇〇円 一三、七〇〇円 一、八〇〇円  
 一〇〇円 一三、〇〇〇円 一五、四〇〇円 一九、四〇〇円 二、五〇〇円

に改め、同表の六の3中「一九四、七〇〇円」を「一九六、〇〇〇円」に改め、同表の八の3の(ロ)中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の九の3中「九七、〇〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「七七、六〇〇円」を「八四、〇〇〇円」に改め、同表の十一の4の(ロ)中「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表の十二の3中「六一、二〇〇円」を「六二、七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号の項中「単線循環式軽架線」の下に「小径木搬出用と

い」を加え、  
「単線循環式軽架線を設置する場合には、一セットに  
つき百九十万円

「単線循環式軽架線を設置する場合には、一セットに  
つき百九十万円  
小径木搬出用といを設置する場合には、一セット  
（延長一〇〇メートル分）につき百十万円  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池内 光	鳥医第二、九七七号	昭和五十八年十月十一日
氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
黒沢 洋一	鳥国医第二、九四八号	昭和五十八年八月四日
中西 益子	鳥国薬第五二六号	昭和五十八年八月五日
西嶋 義彦	鳥国医第一、九五〇号	昭和五十八年八月九日
田中 隆彦	鳥国医第一、九五一号	昭和五十八年八月十日
今井 潤子	鳥国歯第四五五号	昭和五十八年八月十二日
和田 省	鳥国医第二、九五五号	昭和五十八年九月六日

成定 正章	鳥国歯第四五八号	昭和五十八年九月十三日
長田 直樹	鳥国医第二、九六二号	昭和五十八年九月十四日
五代 和紀	鳥国医第二、九六三号	"
大居 慎治	鳥国医第二、九六四号	"
川谷 俊夫	鳥国医第二、九六五号	"
高城 英俊	鳥国医第二、九六六号	"
神田 光悦	鳥国医第二、九六七号	"
汐田 剛史	鳥国医第二、九六八号	"
浦上 克哉	鳥国医第二、九六九号	昭和五十八年九月十六日
細田 明秀	鳥国医第二、九七〇号	昭和五十八年九月十七日
勝山 容子	鳥国医第二、九七一号	昭和五十八年九月二十日
布 清文	鳥国医第二、九七二号	昭和五十八年九月二十一日
西浦 清一	鳥国医第二、九七三号	"
岩崎 和美	鳥国医第二、九七四号	"
池内 光	鳥国医第二、九七七号	昭和五十八年十月十一日

鳥取県告示第九百三十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
倉 恒 薬 局	鳥取市相生町四丁目四一六	昭和五十八年十月二十二日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜二二〇三一二	〃

鳥取県告示第九百三十七号

昭和五十八年七月十九日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（岡井中線地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十八号

昭和五十八年七月十九日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（広木線地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十九号

昭和五十八年九月九日付けで江府町から申請のあつた土地改良（貝田地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十号

昭和五十八年八月二十二日付けで北条町から申請のあつた土地改良（江北地区客土、農道整備及び農業用排水を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十一号

昭和五十八年八月十七日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（園地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十二号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表の第三号の項貸付内容の欄中11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

10 小径木搬出用といの設置に必要な費用